

第十七号議案

江戸川区熟年者激励手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区熟年者激励手当条例の一部を改正する条例

江戸川区熟年者激励手当条例（昭和四十七年七月江戸川区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「熟年者激励手当」の下に「（以下「手当」という。）」を加える。

第二条第一項中「熟年者激励手当（以下「手当」という。）」を「手当」に、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」に基づく要介護認定を受けたものであつて、かつ、その要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第四号に規定する要介護四又は第五号に規定する要介護五に該当する」を「あつて、次に掲げる要件を備えている」に改め、同項に次の各号を加える。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく要介護認定を受けた者であつて、かつ、その要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第四号に規定する要介護四又は第五号に規定する要介護五に該当するもの

二 手当の支給を受ける者及びその者と同一の世帯に属する全ての者について、当該年度（四月から七月までの月分の手当にあつては、前年度）分の特別区民税又は市町村民税が課されていないこと。

第三条中「二万五千円」を「一万五千円」に改める。  
第八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の江戸川区熟年者激励手当条例の規定により現に手当の支給を受けている者又は現に手当の支給を申請している者の手当の支給については、この条例による改正後の江戸川区熟年者激励手当条例（以下「新条例」という。）第二条第一項の規定を除き、なお従前の例による。ただし、施行日以後に受給資格を失った者で、新たに受給資格を得て手当の支給を申請したものの手当の支給については、新条例の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、江戸川区熟年者激励手当条例の一部を改正する条例（平成十二年十二月江戸川区条例第五十四号）付則第二項の規定によりなお従前の例によるとされる者の手当の支給については、新条例の規定は、第二条第一項第二号の規定を除き、適用しない。

(説明)

あるので、本案を提出いたします。熟年者激励手当の支給要件及び手当の額を改めるほか、規定を整備する必要が